

会社や職種に関係なく
一人でも誰でも入れる
労働組合
千葉スクラムユニオン



2019年7月7日 第54号

発行：千葉スクラムユニオン
千葉市中央区祐光 2-5-8
ハイツカメリア 202号
TEL/FAX：043-221-2525
E-mail：t-oyana@lapis.plala.or.jp
<http://scrunion.web.fc2.com/>

発行責任 編集責任 小柳俊朗



第 11 回千葉スクラムユニオン 定期大会に当たって

千葉スクラムユニオンは県都千葉市に地域ユニオンをと1年半の議論を重ねながら、ようやく2009年7月17日に千葉市民会館で結成総会を開催しました。今年の大会で11回目を迎えることになりました。

結成当初は、新社会党千葉総支部事務所を当面、無償でお借りし、組合員やサポーターには党員の加盟をお願いしました。

しかし、相談窓口となる書記長は労働相談の経験もなく、枕元に携帯電話を置きながら不安の日々を過ごしていました。

ようやく電話相談が入るようになったのは翌年の2月、新聞配達の仕事で働いていて突然、「社長から解雇を言い渡された、2月末で働けなくなる」と千葉市居住の36歳の独身男性からの相談でした。その後、6月には残業代未払いとパワハラ相談が24歳男性からあり、初めての団体交渉も行ってきました。

この間、残業代未払いや解雇問題、パワハラセ

クハラの問題を相談者と悩みながら一緒になって解決しました。

千葉スクラムユニオンは地域のユニオンとして、郵政労働者ユニオンと佐倉郵便局の期間雇用社員への残業代未払い問題や千葉中央郵便局の期間雇用社員の職場内暴力事件での解雇問題を団体交渉、千葉地裁、高裁へと闘い。2年間の賃金支払いと完全現職復帰を勝ち取り、翌年の郵政労働者ユニオンの指名スト時には、その職場から10数名が郵政労働者ユニオンの組合に加盟をして闘っている姿がありました。この時、労働者は闘う労働組合の中で鍛えられていくことを再認識しました。闘えない労働組合のなか一人で悩み、精神疾患などで休職や退職を余儀なくされている実態が蔓延している状況があります。千葉県内の100人規模の事業所では労働組合もない状況です。地域ユニオンの役割は益々大きくなっています。

職場を辞めないで連絡を！

毎月1回、JR千葉駅頭でチラシ配布を行って市民・勤労者に訴えています。「どうか一人で悩まずに、職場を辞めないで電話なりメール、また事務所に連絡を下さい」と、解雇、残業代未払い、パワーハラスメントなど、結成10年間で、労働相談を受け解決を行って来ました。

最近では、ケアサービス会社のパワハラに対して、東京のお互いさまユニオンと共同で団体交渉を進めています。

千葉県県内キャラバン行動

毎年恒例の県内キャラバン行動は6月15日午前10時からJR柏駅東口を皮切りにJR松戸駅・JR市川駅・JR船橋駅・JR津田沼駅・JR稲毛駅・JR千葉駅を予定しましたが、雨のため順延としました。

次回日程：9月7日（土）時間割は6月の行動日程と同じです。

「今すぐ最低時給1500円！今すぐ同一労働同一賃金！」9・7ちばキャラバン実行委員会参加団体は以下

なのはなユニオン、ユニオン市原、I女性会議、反失業千葉県共闘会議、市原地区労、千葉スクラムユニオン、東葛ふれあいユニオン、松戸労組会議、習志野地区労、木更津地区労、郵政労働者ユニオン、N関労千葉支部、国労千葉地本

相談先は以下

なのはなユニオン : 047-407-3245

ユニオン市原 : 0436-63-4056

千葉スクラムユニオン : 043-221-2525

東葛ふれあいユニオン : 047-370-3150

今すぐ最低時給1500円！

自分が働いた賃金で生活できないなんて、おかしいと思いませんか国民は誰でも文化的生活する権利があると憲法25条はうたっています。先進国と比較し、「みすぼらしい」代低賃金に、パート賃金は張り付いています。日本と並んで「最賃の低い国」アメリカは「時給15ドル（約1650円）の実現を求める運動がおきています。

私たちも、声をあげましょう！

同一労働・同一賃金の実現！

「非正規」も同じ労働者なのに賃金や労働条件が違います。正社員と仕事は同じ、責任や成果もほとんど同じなのに、賃金は半分以下、正社員には夏休みや慶弔休暇があるのに、「非正規」にはない。仕事と責任が同じなら賃金・労働条件も同じ「同一労働・同一賃金」が世界の常識です。

非正規労働者の年収は100万円台、200万円台に集中しています。仕事でも生活でも「正社員と同じ」を求められているのに処遇はまったく見合っておりません。安倍内閣は「働き方改革」の柱として「同一労働・同一賃金」を掲げ実現に向けて厚生労働省は関連法を整備しました。今こそ「誰でもどこでも最低時給1500円」と世界の常識である「同一労働・同一賃金」実現のチャンスです。

無期雇用転換への申込を！

2013年4月以降に契約を結び、同一の使用者との間で有期雇用が反復されて通算5年を超えた時、労働者の申込によって、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換するルールが2018年4月から施行されました。野の対象ではと思われる方は、使用者に「無期雇用にして下さい」と申し込んで下さい。使用者が「契約期間の上限は5年」とか「ウチは関係ない」などと言った場合はご相談ください。

中央学院大学労契法20条裁判東京地裁判決 不当判決を許さない！

6月21日、東京都内において『中央学院大学に対する小林勝さんの裁判闘争を支援する会』第3回総会が開催され、およそ40人が結集しました。

中央学院大学（千葉県我孫子市）に30年近くにわたって非常勤講師として働いている小林勝さんは、専任教員との本俸その他の待遇差が労働契約法20条に違反するとして2016年11月に東京地裁に提訴した。この裁判は大学に勤務する数万人に上る非常勤講師の待遇改善を視野に入れた初めての裁判闘争だ。

大学は2年余りにわたって和解を拒否。

徳陽地裁の裁判長（途中で江原健志に交代）は、この裁判は小林勝の専任教員化によって和解解決されるべきとして、大学側に英断を求め続けてきたが、大学は2年余りにわたって和解を拒否。

その挙句、本年1月に至り「1年狩野見正教授であったこととし、1年分の待遇差額を支払う代わりに、小林は本年3月をもって非常勤講師としても退職すること」などという、小林にとって屈辱的な、かつ小林を委員長とする労働組合を中央学院大学から一掃することを目指す「和解案」なるものを提示。原告はこれを拒否し、5月30日に判決となった。判決は原告の請求をすべて規約するという不当なものでした。



大学側容認による虚偽の利益誘導発言

本総会では加藤伸介主任弁護士から、「本判決は被告大学側の形式論的主張を丸呑みするもの」。また立場の弱い小林に対する大学側容認による虚偽の利益誘導発言（判決はこの点は認定）に翻弄されてきた小林勝の勤務実態、すなわち専任教員以上の授業コマ数を引受担当してきた経緯を「自らが合意したからにすぎず」とするなど、実体論から逃げていること、などその不当性を明らかにしました。

さらなる闘いの継続と拡大を誓い合った。

総会ではまた、日本通運の無期転換逃れに対する闘いの報告などの連帯挨拶を受け、最後に小林勝は「非常勤講師組合は首切り雇止め反対の闘いに翻弄され、待遇改善の闘いにまで中々すすめない」現状を紹介しつつ「非常勤講師が労契法20条違反の下に放置されていることの不当性を糺し続ける」と決意表明。東京高裁への控訴を確認し、さらなる闘いの継続と拡大を誓い合いました。

会員の継続・新規加入は個人年間1口千円、
団体三千円です。振り込みは左記口座まで、

「小林勝さんを支援する会」

ゆうちょ銀行 00140-4-603288